

審査結果概要書

平成 23 年 1 月 5 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	広島市立安佐市民病院における省エネルギー設備導入事業
排出削減事業者名	広島市病院事業局安佐市民病院
排出削減共同実施事業者名	中国電力株式会社
その他関連事業者名	
事業実施場所	広島市安佐市民病院 (広島市安佐北区可部南 2 丁目 1 番 1 号)
事業の概要	本事業は、広島市立安佐市民病院におけるボイラーの更新、業務用エコキュートの導入、空調設備を高効率設備へ更新することで、病院の省エネを図るものである。
排出削減量の計画	(全電源炭素排出係数使用) 2009 年度：664tCO ₂ /年 2010-2011 年度：1,447tCO ₂ /年 2012 年度：1,458tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 5,016tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2009 年 5 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新 方法論番号 002 ヒートポンプの導入による熱源機器の更新 方法論番号 004 空調設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、2010年12月14日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：広島市安佐市民病院 (広島市安佐北区可部南2丁目1番1号)
追加性を有すること	1) 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。 2) 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(水管ボイラー、熱交換器、吸収式冷凍機、搬送ポンプ)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。 3) 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で8.8年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については純投資額から補助金を差し引いた値をもとに算出していることを確認している。 4) 広島市は、予てから環境配慮、省エネルギー対策へ積極的に取り組んでいる。広島市立安佐市民病院は、平成18年からエネルギー管理指定事業所に指定され、第1種指定工場として省エネルギー対策を講じてきた。市の公共の事業所としても、低炭素、省エネルギーの模範的な立場で地域社会へ影響力を与えていきたいという願いと、国内クレジット制度の京都議定書目標達成への貢献というクリーンなコンセプトがマッチし、投資決定に至ったことを確認した。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。
自主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。
排出削減方法論に基づいて実施されること	1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論001、002、004の3つの方法論に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。 【方法論番号001 ボイラーの更新】

適用条件 1 については、既存ボイラーよりも高効率のボイラーに更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。

適用条件 2 については、本事業によりボイラーへの更新を行わなかった場合、既存のボイラーを継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。

適用条件 3 については、更新後のボイラーにより生産した蒸気はすべて病院内で使用しており、他への供給はないことを確認している。

【方法論番号 002 ヒートポンプの導入による熱源機器の更新】
適用条件 1 については、既存の熱源機器よりも高効率のヒートポンプに更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。

適用条件 2 については、温水の製造のために使用することを関連資料及び関係者への質問により確認している。

適用条件 3 については、本事業によりヒートポンプの導入を行わなかった場合、既存の熱源機器を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。

適用条件 4 については、更新後のヒートポンプで製造した温水を自家消費することを確認している。

【方法論番号 004 空調設備の更新】

適用条件 1 については、既存の空調設備よりも高効率の機器に更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。

適用条件 2 については、本事業により空調設備の更新を行わなかった場合、既存の空調設備を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。

適用条件 3 については、エネルギー使用量に最も影響を与える営業時間は把握可能であることを確認している。

2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。

3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。

4. 特記事項

更新前空調設備に於いてフロン冷媒が使用されており、フロン回収破壊法が規定している取引証明書を確認することで登録回収業者により適切に処理されていることを確認している。(フロン種類: HCFC)

以上